**秘密保持契約書（片務）参考例**

国立大学法人神戸大学（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）は、乙が△△△△に関する検討（以下「本検討」という。）を行うに際し、甲が乙に開示又は提供する秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり合意したので、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において「秘密情報」とは、甲が所有し秘密として管理している研究情報、研究成果、研究計画等の情報であって、次の各号に該当するものをいう。

一　開示又は提供に際して秘密である旨又はこれと同等の表示がなされている資料（書類、電子媒体等に格納された情報を含む。）に記録されたもの

二　口頭又は視覚的方法により開示又は提供され、開示又は提供に際し秘密である旨が明示され、且つ、開示又は提供後３０日以内に書面で相手方に通知されたもの

２　前項に定義された秘密情報には、次の各号の何れかに該当することが客観的に立証できる情報は、秘密情報には含まれないものとする。

一　甲から開示又は提供を受けた際に、既に乙が所有していたもの

二　甲から開示又は提供を受けた際に、既に公知又は公用となっていたもの

三　甲から開示又は提供を受けた後に、乙の責によらずして公知となったもの

四　甲から開示又は提供を受けた後に、乙が正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

五　甲から開示又は提供を受けた情報によることなく、乙が独自に開発又は取得したもの

六　書面により甲から事前の承諾を得たもの

（情報の開示又は提供）

第２条　甲は、本検討に必要と思料する秘密情報を乙に開示又は提供するものとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　乙は、秘密情報を本検討の目的のみに使用し、他の如何なる目的にも使用してはならない。

（秘密保持義務）

第４条　乙は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、これを本検討に係る必要最小限の自己の職員、役員及び従業員（以下「秘密情報受領者」という。）に対してのみ開示し、甲の事前の書面による同意を得ることなく、秘密情報受領者以外の職員、役員及び従業員、並びに第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

（秘密情報の管理及び義務）

第５条　乙は、秘密情報受領者への秘密情報の開示又は提供に際し、当該秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示すると共に、秘密情報受領者に対し自らが本契約に基づき負うと同等の義務を課し、当該秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め、その義務の履行について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

２　乙は、秘密情報の保存・管理について、取扱い責任者を定め厳重に保存・管理するものとする。

３　前項に関連して、秘密情報の取扱い責任者は、以下の通りとする。

　□□□□□　○○○○

（権利の不許諾）

第６条　秘密情報に係る所有権及び知的財産権を含めた一切の権利は、秘密情報の開示又は提供後も甲に帰属し、本契約に基づく秘密情報の知得により、乙は当該秘密情報に係る如何なる権利を取得するものでもなく、また如何なる権利を許諾されるものでもない。

（複写及び複製の制限）

第７条　乙は本検討の遂行に必要な範囲を超えて、秘密情報の全部又は一部を複写又は複製してはならない。

２ 秘密情報の複写物及び複製物は、本契約における秘密情報として取り扱うものとする。

（秘密情報の契約不適合責任）

第８条　甲は、秘密情報に誤り又は適合しない場合においても、乙に対し、契約不適合責任を含む一切の責任を負わず、秘密情報の内容及びその使用について一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（関連発明等の取扱い）

第９条　乙は、秘密情報に基づき発明、考案、ノウハウ等（以下「関連発明等」という。）を創作したときは、直ちに甲に通知するものとし、当該関連発明等に係る権利の帰属及び取扱い等について、甲と別途協議のうえ定めるものとする。

（秘密情報の返還）

第１０条　乙は、本契約が終了したとき、又は甲より要求があったときは、甲の指示に従い、直ちに秘密情報（複写物及び複製物を含む。）を甲に返還し、又は破棄若しくは消去するものとする。なお、乙は、甲の指示に従い秘密情報を破棄又は消去した場合には、甲の求めに応じ、その旨を速やかに書面により甲に通知するものとする。

（関連法規の遵守）

第１１条　乙は、本契約に基づき甲から受領した秘密情報及びこれらを記録した一切の資料（複写物及び複製物を含む。）について、全ての関連法令、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含むが、これに限らない。以下「関連法規」という。）を遵守して取り扱うものとする。

２　乙は、関連法規に基づき、必要とされる関係国政府（日本国政府に限らない。）の許可を得ることなく、本契約に基づき甲から受領した秘密情報、及びこれを利用して作製又は製造された物、又はそれらに係る役務を輸出又は再輸出してはならない。

（譲渡禁止）

第１２条　乙は、事前の書面による甲の同意を得ることなく、本契約書上の地位及び権利義務の一部又は全部を第三者に移転又は譲渡してはならない。

（反社会的組織関与の場合）

第１３条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約違反及び損害賠償）

第１４条　乙は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、速やかに当該秘密情報を記載した書類の回収等の適切な措置を講ずると共に、当該秘密情報の漏洩を最小限に止めるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

２　前項の場合において、乙は、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責めを負うものとする。

（有効期間）

第１５条　本契約の有効期間は、本契約の締結日から○ヶ月とする。

２　前項の規定にも拘わらず、第１０条の規定は対象事項が終了するまで有効とし、第３条、第４条、第５条、第７条及び第９条の規定は本契約の終了後３年間有効とし、第６条、第８条、第１１条、第１２条、第１４条及び第１７条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

（協議）

第１６条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。

（合意管轄）

第１７条　甲及び乙は、本契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県神戸市灘区六甲台町１番１号

甲　国立大学法人神戸大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当役　理事

乙